

「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に関するコメント

平成 22 年 11 月 30 日
有限責任 あずさ監査法人
監査実務従事者グループ

平成 22 年 8 月 16 日付で公表されました「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」について、当監査法人にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

【（質問1）公表される市場価格のない株式への投資の分類】

（質問1）公表される市場価格のない株式への投資の分類（第18項及び第74項から第82項参照）

第18項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案（【案1】）、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

【案1】が適切と考える。

（理由）

IFRS 第9号を基礎とした「公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案」はコンバージェンスの観点から望ましいと考える。

（追加的なガイダンスについて）

なお、以下の事項について、追加的なガイダンスの必要性を検討いただきたい。

- ① A32 項では、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合として、公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合、又は、公正価値として測定できる範囲が広く当該範囲の中で取得原価が公正価値の最適な見積りを表す場合とされているが、具体的にどのような場合に取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合に該当するか、具体的な例をあげて説明していただきたい。

この点、「公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合」とあるが、A33 項で、取得原価が公正価値を表さないことの兆候の例が記載されており、また、A34 項では、A33 項の記載は網羅的ではなく、入手可能となった全ての情報を利用しなければならず、取得原価が公正価値を表さない可能性があり、その場合は、企業は公正価値を見積もらなければならない、とされている。通常、取得原価は、取得時点の公正価値を表すものの、その後の状況の変化により、取得後においては、通常取得原価が公正価値を表すこととなるケースは限られるはずである。一方、A32 項の「公正価値を算定するのに利用できる最近の情報が十分でない場合」に該当すれば、取得原価が公正価値を表すかの如く誤解されるおそれがあるように思われる。この記述は IFRS9 の適用指針の記載を踏襲して記載されている箇所とは思われるが、そもそもどのような記載意図であるのか把握した上で、誤解が生じないような記述を行うことが必要と考えられる。

- ② 取得原価が公正価値の適切な見積とならないかどうかの判断の指針が A33 項に示されている。仮に、取得原価を公正価値として取り扱うことを検討する場合、ここに示されている「著しく相違する場合」「予想に変化がある場合」「著しい変化がある場合」（A34 項にある「当初認識時の後に入手可能となったすべての情報を利用しなければならない」も含め）等に継続的に該当しないことを立証することが求められることになると思われるが、どの程度の変化等があった場合かを示す指針や我が国の四半期報告制度を踏まえた当該適用指針の取扱いの必要性について検討いただきたい。

（【案 1】採用の場合の懸案事項）

但し、【案 1】を採用する場合には、次のような懸念もある。この点についても十分に考慮の上、基準開発を行っていただきたい。

① 測定に関する費用対効果の観点

公正価値に基づく処理方法を全ての非上場株式に強制することについて、費用対効果の観点を考慮しても必要なものだと考えられる根拠を記載する必要があると思われる。

なお、その際には、わが国の四半期報告制度を前提とすれば、公正価値評価を行う場合には、連結財務諸表提出会社の四半期ごとに公正価値算定を行うことになると考えられる（金融商品会計 Q&A Q31A①参照）ため、この点も考慮する必要があると考えられる。

② 子会社及び関連会社株式の評価方法との整合性

非上場株式については、保有の意図が売却等による出口戦略を前提としていない場合も多く、その場合、保有目的は、事業投資の性格を有することから子会社及び関連会社株式と同様の性格を有するとも考えられる。個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱いは、後述する検討（【測定】4. 参照）が必要と考えられるが、非上場株式のうち、事業投資の性格を有するものの評価方法については、子会社株式及び関連会社株式の評価方法と整合性を保つ必要がないかどうかについても検討が必要と考える。

【（質問2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング】

（質問2）一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング（第31項及び第96項から第103項参照）

第31項では、第30項ただし書きの指定を行った場合（一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合）において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない（リサイクリングを行わない）案（【案A】）と、純損益に認識する（リサイクリングを行う）案（【案B】）、の2つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

リサイクリングを行うかどうかについて、第96項に記載されているように、OCI オプションにおけるリサイクリングの禁止はコンバージェンス上の重要な問題の1つであると考えられるため、IFRS 第9号と同じ取扱いである【案A】の考え方と、OCI に認識された金額の取扱いについては、我が国の純損益に対する基本的な考え方を踏襲し、リサイクリングを行う【案B】の考え方がある。

リサイクリングを行うかどうかについては、概念フレームワークのレベルで考え方をまずは定めるべきであり、個別基準たる金融商品会計基準で定める問題ではないものと思われる。

なお、仮に【案 A】による場合は、税金費用に関する処理方法は、IAS12 で定める方法（関連する投資等の売却時点で、発生する税金についても OCI にて処理する方法）とすることでよいかどうか、合わせて検討いただきたい。なお、この場合、IAS12 63 項と同様の規定が必要になるかもしれない。

【（質問3）外貨建取引等会計処理基準への影響】

（質問3）外貨建取引等会計処理基準への影響（第127項から第130項参照）

平成11 年に改正された外貨建取引等会計処理基準は、現行の金融商品会計基準の有価証券の分類及び測定を反映した取扱いとなっています。第128項から第130項では、会計基準（案）で示された取扱いによって想定される変更を掲げています。このような点を含めて、当委員会が今後さらに検討する必要があるか否かについて、どのように考えますか。

金融商品会計基準における金融資産の分類及び測定に関する規定を前提とする外貨建取引等会計処理基準の規定については、金融商品会計基準の見直しと同時に見直す必要があると思われる。

【（質問4）適用指針（案）の改善の方向性】

（質問4）適用指針（案）の改善の方向性（A38項参照）

適用指針（案）は、IFRS 第9号の適用指針を基礎として作成されています。当委員会の検討においては、A38項に掲げる項目について、より詳しいガイダンスが必要との指摘がありますが、どのように考えますか。適用指針（案）について、さらに改善が必要な点がありますか。

適用指針（案）の改善の方向性について、より詳しいガイダンスを示すことに同意する。また、A38 項に限らず、例えば、事業モデルに関する A3 項から A7 項のよう項目を含めて、より具体的なガイダンスを示していただきたい。

【金融商品の範囲】

1. デリバティブの定義 純額決済性の要件の削除について（第 49 項）

デリバティブの定義に、純額決済性の要件を削除することに同意する。なお、純額決済性の要件の削除については、IFRS に合わせる方向で検討されているが、純額決済性の要件を削除するにあたっては「コンバージェンスの観点」のみだけでなく、IFRS が純額決済性をデリバティブの定義に含めないこととした背景等を検討した上で、より明確に理由を記載することが必要であると考えられる。

【分類】

2. 分類の変更について（第 25 項、第 88 項から第 91 項、A24 項）

第 25 項では、分類変更日は、事業モデル変更の翌事業年度の期首と記載されているが、分類変更は、A24 項でも記載があるとおり、極めて稀にしか起こらないとされ、当該変更は、企業の経営者によって、外的又は内的変化の結果に基づいて判断されなければならないとされている。したがって、実際の変更時に変更しても恣意性は生じにくいのではないと思われることから、翌事業年度期首に認識するのではなく、事業モデルを変更した時点から認識することが適当であるのではないかとと思われる。この点、そのような取扱いとした場合、IFRS9 号の定めと異なることとなるが、IFRS9 号の定め趣旨等も考慮の上、取扱いについてご検討いただきたい。

【測定】

3. OCI オプションについて（第 107 項から第 109 項）

OCI オプションについて、第 104 項の(2)対象の指定を任意とする場合、投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために資本性金融商品を保有する場合を想定して認められているものであるが、幅広い選択が行われることも考えられるため、想定される対象についてガイダンスを追加していただきたい。

4. 個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式の取扱い

個別財務諸表における子会社及び関連会社に対する株式について、持分法によって会計処理するという提案（第 122 項(4)）は、連結財務諸表と個別財務諸表の測定の整合性が図られていないとの指摘について、両者を一致させることで対応するという提案と考えられる。しかし、企業集団全体の財務情報である連結財務諸表と、親会社単体の財務情報である個別財務諸表とでは、子会社及び関連会社に対する投資の測定が異なるのは、むしろ当然の取扱いのようにも思われる。このため、持分法を適用するという提案は適当ではないように思われる。また、IFRS とのコンバージェンスの観点からも、IAS 第 27 号において認められないこととされた取扱いを、あえて採用する必然性は乏しいと考えられる。

仮に、個別財務諸表においては、子会社及び関連会社に対する株式についても、その他の株式に対する投資と同じような性質のものであるという考え方を採用するのであれば、金融商品会計の対象とした上で、他の株式と同一の取扱いとする第 122 項(2)の提案の方が、(1)の提案よりも適当のように思われる。

一方で、仮に、個別財務諸表の子会社及び関連会社に対する株式については、その他の株式に対する投資とは大きく異なる性質のものであるという考え方を採用するのであれば、金融商品会計の対象としないとする(3)の提案が適当のように思われる。

このように、子会社及び関連会社株式については、投資の性格から評価方法を考慮すべきであり、そういった観点からは、あらゆるケースにおいて、投資の性格を一律に定めることができないのであれば、基準案では選択肢として示されていないものの、IAS27 号と同様、(2)又は(3)の選択適用とすることも検討することが適当ではないかと考える。但し、その場合、いずれの方法を採用したかについては、開示により十分な補足が必要と考える。

【その他】

5. 金融資産の発生認識に関して（第 13 項）

第 13 項において、本検討状況の整理では、金融資産の発生認識は現行通りとし、特段の検討は行わないとされている。今後、現在開発されている収益の認識の基準等と整合性を保つよう、金融資産の発生認識についても検討していく必要が生じるものと思われる。

以上